

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月10日

【報告者の名称】 株式会社システム・テクノロジー・アイ

【報告者の所在地】 東京都中央区築地一丁目13番14号

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区築地一丁目13番14号

【電話番号】 03 - 5148-0400

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 内山 富士子

【縦覧に供する場所】 株式会社システム・テクノロジー・アイ  
(東京都中央区築地一丁目13番14号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ブイキューブをいいます。
- (注2) 本書中の「当社」とは、株式会社システム・テクノロジー・アイをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社ブイキューブ  
所在地 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

## 2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 平成22年6月17日開催の当社第14回定時株主総会決議及び平成22年7月14日開催の当社取締役会に基づき発行された第6回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)

## 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、当社が公開買付者の連結子会社となることに加え、業務提携を通じて、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になり、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると考えられることから、当社は、平成27年11月9日開催の当社取締役会において、公開買付者による当社の普通株式及び本新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」という。)に賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付け価格が第三者機関から取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、当社普通株式の買付価格は不合理なものではないと判断するものの、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であるため、当社株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会には、当社の社外監査役3名のうち2名が出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されています。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成27年11月9日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を取得し、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを行うことを決議したとのことです。なお、本日現在、公開買付者は当社の株式及び本新株予約権を保有していないとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社(以下「S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ」といいます。)、当社の主要株主及び代表取締役社長である松岡秀紀氏並びに当社の取締役副社長である松岡優子氏(S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ、松岡秀紀氏及び松岡優子氏を総称して以下「本応募予定株主」といいます。)との間で、平成27年11月9日付で公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結し、S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズがその保有する当社株式718,800株(所有割合54.05%)の全てを、松岡秀紀氏がその保有する当社株式146,700株(所有割合11.03%)のうち133,700株(所有割合10.05%)を、松岡優子氏がその保有する当社株式45,400株(所有割合3.41%)の全てを、それぞれ本公開買付けに応募することに合意しているとのことです。本応募契約の詳細については、下記(7)「本応募契約」をご参照ください。なお、松岡秀紀氏が保有する当社株式の一部を応募せずに継続保有する理由としては、松岡秀紀氏は本公開買付け成立後に代表取締役社長を退任する予定であるものの、当社の主力製品の技術面での支援のため引き続き当社に残留する予定であることから、松岡秀紀氏本人の希望も踏まえ、同氏が保有する当社株式の一部を継続保有することになったためとのことです。なお、松岡秀紀氏の退任後の当社における処遇については未定です。

公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的としていること、また、本応募予定株主が本応募契約に基づき応募する予定の当社普通株式合計897,900株を本公開買付けにより取得する予定であることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募契約に基づく応募予定株式数と同数の897,900株(所有割合(注)67.52%)と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。 )の総数が買付予定数の下限(897,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではありませんが、本公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となることから、公開買付者は、法令の規定(法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限(897,900株)以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

後記「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、当社株式が上場廃止に係る猶予期間に入っていることに加えて、買付け予定数の上限を設けていないことから、公開買付者は当社との間で、公募・売出し又は立会外分売等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社の普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定とのことです。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在決定している事項はないとのことです。

本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。 )744円は、本応募予定株主との協議・交渉を経て合意により決定した価格であるとのことです。また、本新株予約権の買付け等の価格については、本新株予約権に係る新株予約権者が本新株予約権を行使するためには、新株予約権者が当社又はその子会社の取締役、監査役、従業員若しくは契約インストラクターの地位にある必要があり、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしてもこれを行使できないため、本新株予約権の買付け等の価格を1個当たり1円と決定しているとのことです。なお、本新株予約権の発行要項上、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要とされています。算定の詳細につきましては、下記(6)「公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

(注) 「所有割合」とは、当社が平成27年11月6日に提出した第20期第2四半期報告書(以下「第20期第2四半期報告書」といいます。 )に記載された平成27年9月30日現在の発行済普通株式総数(1,344,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(14,078株)を控除した株式数(1,329,922株)に占める割合(小数点以下第三位四捨五入。 )をいいます。以下、所有割合について同じとします。

#### 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、主に企業・教育機関・官公庁などに向けて、クラウド型(注1)を中心としたビジュアルコミュニケーションサービス(注2)の提供を行っているとのことです。公開買付者の提供するビジュアルコミュニケーションサービスでは、「いつでも」・「どこでも」・『だれでも』使える、をコンセプトに、ユーザーのPCあるいはスマートフォン、タブレット端末等のモバイル端末から、インターネットを通じて、遠くの相手とお互いの顔や資料を共有しながら遠隔会議を行うWeb会議サービス、あるいはオンラインセミナーなどに代表される、文字や音声だけでなく、映像も含めたコミュニケーションサービスを提供しているとのことです。なお、公開買付者は、平成25年12月に東京証券取引所マザーズに上場し、平成27年7月に東京証券取引所市場第一部に市場変更したとのことです。

公開買付者は、「常に情報通信技術を高度に活用することにより、新しい価値の創造を通じて、より豊かな人間生活の実現を目指す」ことを経営理念に掲げているとのこと。公開買付者の推進するビジュアルコミュニケーションサービスは、情報通信技術の応用であり、移動という概念すら払拭し、離れていながらまるでその場に居るかのようなコミュニケーションを可能としたとのこと。公開買付者はビジュアルコミュニケーションサービスの提供を通じて、シームレス(注3)なコミュニケーション社会の実現に貢献し、人々の生活・ビジネススタイルに変革を与え、より豊かな社会環境の構築を目指しているとのこと。また、公開買付者は、日本のみならず、今後成長が期待されるアジア地域へも積極的に事業展開を進めており、「アジアナンバーワンのビジュアルコミュニケーションプラットフォーム」を目指して、日々の事業活動に取り組んでいるとのこと。またこれまで導入が進んでいる企業への活用に加えて、今後さらに市場の拡大が見込まれる医療や教育など幅広い分野での事業展開を推進し、顧客の皆様の生産性向上や機会創出に貢献できるサービスの普及拡大と新たなサービスの開発を進めているとのこと。特に教育関連分野は、公開買付者の成長戦略において注力すべき分野のひとつであるという認識のもと、平成26年5月には、電子黒板や教育ICT分野で高いシェアを持ち、優れたソリューションを提供するパイオニアVC株式会社(以下「パイオニアVC」といいます。)を子会社化したとのこと。また平成27年10月には、シンガポールで教育プラットフォームを提供するWizlearn Technologies Pte.Ltd.(以下「Wizlearn(ウイズラーン)社」といいます。)を買収したとのこと。

一方、当社は、「人と学びを創造し社会に貢献するリーディングカンパニー」を経営ビジョンに掲げ、「学習管理システム事業」、「研修教材事業」、「研修サービス事業」の三つの事業を柱に、日本国内の教育関連市場において情報通信技術を活用したサービスを提供しております。「学習管理システム事業」とは、「iStudy Enterprise Server」という人材育成を総合的にサポートする学習管理システムを提供するもので、スキル可視化から研修計画の立案、研修開催、受講管理までのトータルに支援するシステムとして、国内でオンプレミス型(注4)では100社超、クラウド型では400社超の利用実績を有しています。「研修教材事業」とは、いわゆる「eラーニング教材」事業であり、いつでもどこでも学ぶことができるスキルアップ支援ツール「iStudy」を、ビジネススキルからITスキルまで幅広いタイトルで展開し、延べ91万ライセンスの利用実績があり(平成27年9月30日現在)、個人のスキルアップでの利用はもちろん、企業内で学習支援システムに実装し、社員教育にも広く活用されています。「研修サービス事業」は、Oracle/IBM認定研修を中心に、より高度なITエンジニアの育成を支援しております。また、当社の100%子会社である株式会社SEプラス(以下「SEプラス」といいます。)は、IT業界を中心に人材紹介、エンジニア派遣、教育関連事業を行っております(但し、後述のとおり、当社はSEプラスの発行済全株式をSEホールディングス・アンド・インキュベーションズに譲渡することを決定しております)。

当社の顧客には、大手金融・生保企業や日本を代表するIT関連企業等が名を連ね、多様な販売チャネルに対する販売活動を行っております。

なお、当社株式は、平成14年12月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、平成26年8月に東京証券取引所市場第二部に市場変更しています。

近年、当社においては、上記の事業のうち、学習管理システム事業の主力商品である「iStudy Enterprise Server」の販売拡大に注力してきたこともあり、学習管理システム事業は成長をしております。その一方で、IT技術者の資格取得離れ等の影響もあり、研修教材事業の「iStudyシリーズ」の売上高は年々減少しており、学習管理システム事業の成長によっても研修教材事業の売上や利益の落ち込み等をカバーできていない状況となっております。

さらに、当社株式の時価総額及び流通株式の時価総額が上場廃止基準に抵触して猶予期間に入るに至り、当社としても、従前どおりの経営体制ではこの状況を脱することも容易ではないため、第三者との連携を通じて、当社の業績を再度回復させるとともに、当社株式の上場維持を図ることができないかと機会をうかがっている状況でした。

そうした状況の中で、当社と公開買付者の役員同士が、かねてより交流があったことから、平成27年8月に双方で業務提携についての協議がなされました。その結果、当社は公開買付者とのシナジー効果を得ることで業績回復を図ることが可能であり、公開買付者としても当社の事業内容が同じIT及び教育分野で関係性が深いことから、当社と業務提携を行うことが公開買付者の教育分野への事業展開にとって有効であるとの認識に至りました。一方、公開買付者は、当社の筆頭株主及び親会社であるSEホールディングス・アンド・インキュベーションズとの間で、平成27年8月下旬に協議を行い、仮に当社の発行済み株式すべてを買付けたとした場合の対価を約10億円と想定した株式買取りの提案を行ったとのことです。かかる対価10億円の算定根拠は、当時の当社株式の市場価格から試算した金額とのことです。

平成27年9月以降、当社と公開買付者双方にて具体的な業務提携についての検討に入りましたが、その頃には、当社としては、新たに公開買付者の連結子会社になることで、組織体制の整備についての支援が得られ、また公開買付者のシンガポール及びマレーシア等の海外における事業基盤を生かして、当社の事業の海外展開を加速することが可能と考えたことや公開買付者が当社株式の上場維持に向けた積極的な姿勢を示したことから、単なる業務提携ではなく連結子会社として公開買付者グループ(公開買付者グループは、公開買付者、アジアを中心とした海外の連結子会社12社、国内の連結子会社2社及び関連会社1社の計16社で構成されております。)に入ることが望ましいとの判断に至りました。また公開買付者としても、公開買付者が進める教育分野への事業展開において、当社を連結子会社化し、公開買付者グループの中で経営理念や経営方針を共有化した上で事業の推進を行うことがより有効であるとの判断に至ったとのことです。

かかる当社及び公開買付者の意向を踏まえて、平成27年9月下旬に、公開買付者、当社の筆頭株主及び親会社であるSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ、当社の主要株主で代表取締役社長である松岡秀紀氏並びに当社の取締役副社長である松岡優子氏を交えた協議の結果、当社株式をSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ、松岡秀紀氏及び松岡優子氏からそれぞれ公開買付者に対して公開買付けへの応募を通じて譲渡する方向で協議がまとまりました。当社株式1株当たりの買付け等の価格については、平成27年9月下旬に公開買付者とSEホールディングス・アンド・インキュベーションズが協議した当社の発行済み株式の対価10億円を出発地点として協議を行い、平成27年9月1日から平成27年9月25日までの当社株式の終値単純平均値712円にプレミアムを付した1株当たり744円で合意するに至ったとのことです。SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ、松岡秀紀氏及び松岡優子氏は、いずれも、現状の当社の株主構成よりも、より相乗効果が見込まれる公開買付者の連結子会社となったうえで、新たな経営陣の下で連携することが当社の企業価値の向上につながるとの判断に至ったとのことです。

なお、当社子会社のSEプラスについては、株式交換により当社の完全子会社として以来、主としてIT技術者を対象とする人材紹介業を営んできましたが、当社の事業との間でも必ずしも期待された相乗効果が得られていなかったことに加え、人材紹介業と今後当社が注力していく教育関連の事業とのシナジー効果が小さいと予測されること、公開買付者との間でのシナジー効果が見込めないこと、SEプラスがSEホールディングス・アンド・インキュベーション及びそのグループ会社との事業上の結びつきが強かったことから、本公開買付けを契機に、SEプラスをSEホールディングス・アンド・インキュベーションに譲渡することといたしました。

以上の経緯から、公開買付者は、本公開買付けにより当社を公開買付者の連結子会社とすることは、公開買付者グループの継続的な企業価値の向上の観点から極めて有効と考えるに至り、平成27年11月9日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議するに至ったとのことです。

当社は、本公開買付けにより公開買付者の連結子会社となり、かつ、下記(7)「資本業務提携基本合意書の内容等」記載の本資本業務提携基本合意書に基づき業務提携を実施することで、公開買付者グループの営業力を活用した当社のサービスの拡大、当社の既存顧客への公開買付者グループサービスの販売、公開買付者製品と当社製品の融合によるグループ製品機能の強化等のシナジー効果が得られると考えております。例えば、公開買付者のサービスは、学校、専門学校等の教育機関や学習塾、通信教育、eラーニング等の教育関連事業者にも導入されており、さらにパイオニアV Cの電子黒板は、学校現場に対し、これまでに約2万台の導入実績を有しているとのことです。当社製品をこうした公開買付者の販路に展開し、公開買付者の販売力を最大限に活用することで、当社の売上拡大を図ります。

また、当社の既存顧客には大手金融機関を含む数多くの大手企業が名を連ねており、これらの顧客に公開買付者のサービスを展開することで顧客需要の活性化を図り、公開買付者売上のみならず当社の売上への貢献をも実現します。

さらに当社製品が有するコンテンツ作成機能を、先般公開買付者が買収したシンガポールのWizlearn社に提供することで、今後シンガポールや中国への展開を実現することも可能であると考えています。

このように、公開買付者、当社、パイオニアVC、Wizlearn社が相互に連携を図りながら、製品やサービスの融合を図り、公開買付者グループにおける教育事業としての総合力強化による売上利益の拡大と企業価値の向上を目指します。

- (注1) 「クラウド型」とは、販売・運営会社が管理・運用しているサーバーにインターネットを通じてアクセスし、必要な時に、必要な分だけサービスを利用する形態をいいます。
- (注2) 「ビジュアルコミュニケーション」とは、離れた場所の間で、映像・音声・資料・動画等を伝達可能にする情報通信技術をいいます。
- (注3) 「シームレス」とは、サービスやシステム、ソフトウェア等が複数の要素や複数の異なる提供主体の組み合わせで構成されているとき、利用者側から見て各々の違いを認識・意識せず一体的に利用できる状態のことをいいます。
- (注4) 「オンプレミス型」とは、利用するシステムをインストールしたサーバーごと販売し、顧客自身が管理・運用しながらサービスを利用する形態をいいます。

当社は、上記のとおり、従前どおりの経営体制では上場廃止基準に抵触する状況を脱することも容易ではなく、当社株式の上場廃止に至った場合当社株主の利益を著しく害することになるため、当社株式の上場廃止に至る事態を避けることが重要であると考えておりました。そのような状況下で本公開買付けにつき検討を行い、公開買付者に対して上場維持の方針について賛同を得られていることを確認し、上記のようなシナジー効果が期待できることや、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない株式会社東京アドバイザーグループ(以下「東京アドバイザーグループ」といいます。)から取得した当社の株式価値の算定結果及び当社におけるリーガルアドバイザーである片岡総合法律事務所からの助言を踏まえたうえで、公開買付者に対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の当社の経営方針等を確認するなど、慎重な協議及び検討を行った結果、業務提携を行うことによって、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になり、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると考えられると判断し、平成27年11月9日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付け価格が東京アドバイザーグループから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、当社株式の買付価格は不合理なものではないと判断するものの、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議いたしました。また当社取締役会は、本新株予約権がストックオプションとして当社又はその子会社の取締役、監査役、従業員若しくは契約インストラクターに対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、新株予約権者がこれらの地位にあることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないことを理由として、本新株予約権の公開買付け価格が1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権に対する公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議しました。

なお、当社取締役全5名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない3名を除く取締役2名の全員一致により決議しております。すなわち、当社取締役のうち、代表取締役社長松岡秀紀氏および取締役副社長松岡優子氏は公開買付者と本応募契約を締結しており、また、取締役の篠崎晃一氏は、公開買付者と応募契約を締結しているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズの取締役副社長を兼任しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加しませんでした。

また、上記当社取締役会では、本公開買付けが成立した場合に代表取締役の内定している船岡弘忠氏を除く当社監査役2名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、当社株主及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議することについても異議がない旨の意見を述べております。

#### 本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け成立後における当社の経営方針として、当社株式の東京証券取引所市場第二部上場を継続し、本公開買付け成立後も、両社のブランドと経営の自主性を維持・尊重しつつ、両社の連携を深め、考えうるシナジーを追求し、企業価値向上に関する具体的な取組みについて、今後当社との協議・検討を行うことを予定しているとのことです。下記(7)「資本業務提携基本合意書の内容等」に記載の本資本業務提携基本合意書に基づく業務提携を着実に実施することに加えて、当社を公開買付者の連結子会社とすることで、相互に会議への参加や共同提案を実施し、両社が同時に情報を共有できるようにするとのことです。

なお、当社とのシナジーを早期に極大化するため、本公開買付けの決済後速やかに当社の役員を選任するための臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催し、公開買付者から当社へ複数の取締役を派遣する予定であるとのことです。現時点においては、当社代表取締役社長として、船岡弘忠氏(現当社常勤監査役)、取締役副社長として、間下浩之氏(公開買付者執行役員)が内定しておりますが、その他の取締役及び監査役の人選については未定とのことです。当社の取締役の過半数が公開買付者の指名した者になるよう、当社の株主総会において選任する取締役の候補者のうち過半数を公開買付者が指名することができることが当社と公開買付者の間で合意されています。なお、松岡秀紀氏及び取締役副社長である松岡優子氏は、両氏より引き続き技術面でのエキスパートとして当社を支援していくものの、当社の経営からは退きたいとの申し出もあり、本臨時株主総会の終結時に退任する予定とのことです。なお、両氏の退任後の当社における処遇については未定です。

なお、当社の100%子会社であるSEプラスについては、当社の事業との間で必ずしも期待された相乗効果が得られていなかったことに加え、SEプラスの主たる事業である人材紹介業と今後当社が注力していく教育関連の事業とのシナジー効果が小さいと予測されること、SEプラスの人材紹介、エンジニア派遣という事業内容から公開買付者の事業とのシナジー効果を生み出すことは難しいこと、SEプラスが当社の第一位株主であるSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ及び当社以外のSEホールディングス・アンド・インキュベーションズのグループの各社との間の事業連携が進んでおり、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ及び当社においてもSEプラスをSEホールディングス・アンド・インキュベーションズグループに残す方が当社及びSEプラスの企業価値向上に資するとの合意ができたことから、当社とSEホールディングス・アンド・インキュベーションズの間で、SEプラスの株式の全てを当社よりSEホールディングス・アンド・インキュベーションズに対し株式譲渡する旨の株式譲渡契約(以下「SEプラス株式譲渡契約」といいます。)を平成27年11月9日付で締結しております。SEプラス株式譲渡契約によれば、SEプラス株式の譲渡価格は202,500,000円、譲渡実行日は平成27年11月10日を予定しています。

### (3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者、当社及び支配株主から独立した第三者算定機関である東京アドバイザーグループに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼しました(なお、東京アドバイザーグループは、当社及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)

東京アドバイザーグループは、当社株式の株式価値の算定にあたり、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用し、各手法を用いて、当社株式及びの株式価値の算定を行い、当社は、東京アドバイザーグループから平成27年11月9日に株式価値算定書を取得致しました。なお、当社は、東京アドバイザーグループから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 : 739円から746円  
DCF法 : 569円から760円

市場株価法では、平成27年11月6日を算定基準日として、平成27年6月10日の当社の自己株式の取得の決定の公表後にそれまでの水準と比較しても明らかに当社株式の株価及び売買出来高が大幅に変動していることから、当該の公表の翌取引日である平成27年6月11日から当該公表日の水準に株価が戻った平成27年8月5日までの期間を除外し、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値740円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値(上記の通り直近6ヶ月間の終値単純平均値については、平成27年6月11日から平成27年8月5日までの終値を除外して計算)である739円、743円及び746円(小数点以下四捨五入。)等を参考に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を739円から746円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画(平成28年3月期から平成32年3月期)における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期第4四半期以降に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を569円から760円までと分析しています。

なお、かかる分析の前提とした事業計画には、大幅な増益を見込む年度があります。平成28年3月期においては、上記(2)記載の当社の100%子会社であるSEプラス株式の譲渡、SEプラスの非連結化、SEホールディングス・アンド・インキュベーションからのその対価として当社の現金の受領、SEプラス株式譲渡による譲渡益の発生を織り込んでいます。また、平成28年3月期から平成31年3月期までの期間において売上、利益の増大を見込んでおり、平成30年3月期において大幅な増益を見込んでいますがその主な要因は、既に大手主要銀行をはじめ、金融機関、生命保険会社や日本を代表するIT関連企業が当社の顧客であるところ、これらの顧客のグループ会社への営業に注力することにより売上・利益の増大を見込んでいます。DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。なお、この数値は当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提の下に算定しておりますが、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。

(単位：千円)

	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期	平成32年 3月期
売上高	620,608	649,000	679,000	800,000	800,000
EBITDA	36,651	34,860	55,060	67,605	67,605
営業利益	22,248	23,260	43,460	53,605	53,605
フリー・キャッシュ・ フロー	5,580	21,122	32,355	50,284	40,332

なお、当社は、本新株予約権については、第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者は本公開買付けに伴う当社の上場廃止を企図しておらず、当社に対してもかかる意図がないことを明らかにしています。これは、公開買付者の経営戦略上、教育は大きなキーとなるセクターであり、当社が公開買付者の連結子会社となった後は、グループの教育セクター向け事業の中核とすることを目指しており、そのためにも当社の上場を維持し、株式市場を活用した資金調達によるグローバルな展開も含めた経営を実現していくことを企図しているとのことです。また、現在当社に勤務する従業員のモチベーションを維持する上でも上場を維持することは有効な手段であると考えたためであるとのことです。したがって、本公開買付け成立後も、当社株式は、東京証券取引所市場第二部における上場が維持される予定です。



もっとも、当社株式は、平成27年7月10日付で、平成27年3月31日時点の当社株式の流通株式時価総額が東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第2号b本文に定める所要額(5億円)未満となったことから、上場廃止にかかる猶予期間(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(1年間))に入っています。

また、当社株式は、平成27年9月1日付で、平成27年8月の月末時価総額が東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文に定める所要額(10億円)未満となったことから上場廃止にかかる猶予期間(平成27年9月1日から平成28年5月31日まで(9か月間)、ただし、平成27年11月30日までに事業改善報告書(東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文に定める書面)を提出しなかった場合には平成27年9月1日から平成27年11月30日まで(3か月間)なお、当社は、平成27年11月30日までに事業改善報告書を提出する予定です。)に入っています。

これらにより、当社株式が上場廃止となった場合には、当社株式は東証市場第二部において取引することができなくなります。

さらに、本公開買付けは、取得後の株券等所有割合が3分の2以上となることから、法令の規定(法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、本応募予定株主所有株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けにおける結果次第では、流通株式の時価総額及び当社株式の時価総額が上場廃止基準に該当することは別途、東京証券取引所における有価証券上場規程第601条第1項に規定される以下の から までの東証市場第二部の上場廃止基準に抵触し、これらの規定に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

上場会社の事業年度の末日における株主数が400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数(役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じです。)が2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額(事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。)が5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

これらの上場廃止基準への対応につきまして、公開買付者は、当社との間で、公募・売出し、立会外分売等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社株式の上場を引き続き維持するための方策を実行することを当社に対して約束しています。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきまして、現在決定している事項はないとのことです。

#### (5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、買付予定数の上限を設定せずに、当社を連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施するものの、当社の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付け後に当社の株券等の追加取得を行うことを現時点では予定していないとのことです。

#### (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、公開買付者は当社株式を所有していませんが、当社の主要株主又は役員である本応募予定株主が公開買付者との間で本応募契約を締結しており、本応募予定株主と少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正性を担保するため、公開買付者及び当社は、以下の措置を講じております。

## 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

### (a) 当社普通株式

公開買付者は、本公開買付けにおける本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として山田FAS株式会社(以下「山田FAS」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、山田FASは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付者は、山田FASから本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

山田FASは、市場株価法及びDCF法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は山田FASから平成27年11月6日付で株式価値算定書を取得したとのことです。

山田FASにより上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法：739円から849円

DCF法：686円から799円

公開買付者は、山田FASより取得した株式価値算定書の算定結果に加え、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社及び本応募契約を締結している本応募予定株主との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成27年11月9日開催の取締役会において、本公開買付価格を744円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり744円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年11月6日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値740円に対して0.54%(小数点以下第3位を四捨五入。以下、プレミアム及びディスカウントの計算において同様に計算しております。)のプレミアムを加えた金額、平成27年11月6日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値739円に対して0.68%のプレミアムを加えた金額、平成27年11月6日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値743円に対して0.13%のプレミアムを加えた金額、平成27年11月6日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値849円に対して12.37%のディスカウントをした金額となります。

### (b) 本新株予約権

本新株予約権については、ストックオプションとして、当社又はその子会社の取締役、監査役、従業員若しくは契約インストラクターに対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者が権利行使時において、これらの地位にあることが要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないことから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定したとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得していないとのことです。

## 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意向表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である東京アドバイザリーグループに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成27年11月9日に株式価値算定書を取得しました。株式価値算定書の概要は、上記「(3)算定に関する事項」をご参照ください。

## 当社における独立した法律事務所から当社への助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーとして片岡総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程について、法的助言を受けています。

公開買付者及び当社の支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

本公開買付けに係る当社の意見表明は、第三者である公開買付者が、当社の支配株主であるS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズからの当社普通株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、当社は、平成27年10月中旬に、公開買付者及びS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズとの間に利害関係を有しない者として、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている廣田大介氏、加藤正彦氏、関洋佑氏及び松崎純一氏に対して、当社が本公開買付けについて賛同意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び新株予約権者の判断に委ねることが、少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をいたしました。なお、社外監査役である船岡弘忠氏も、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出をしていますが、公開買付者のプレスリリースによると、本公開買付け成立後に、当社の代表取締役就任することが内定しているとのことであるため、船岡弘忠氏に対してはかかる諮問をしていません。

その結果、廣田大介氏、加藤正彦氏、関洋佑氏及び松崎純一氏から、(i)公開買付者と当社は同じ教育分野の事業展開を行う企業であって、当社の事業内容は、公開買付者の事業内容との融合性、関係性が深く、当社が公開買付者の連結子会社となり、そのグループ会社となって事業を行うことにより、シナジー効果が期待でき、当社の企業価値の向上に資すると考えられ、本公開買付けの目的は正当であると考えられること、(ii)現在の当社株式の株価の水準と、本件の当社株式の買付価格を考慮すると、上場維持が困難になる程度に応募がなされる可能性は小さいと考えるのが合理的であると考えられ、かつ、公開買付者は、当社との間で、公募・売出し、立会外分売等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社株式の上場を引き続き維持するための方策を実行することを当社に対して約束しているものであり、上記のとおり既に当社株式が本公開買付けの有無にかかわらず上場廃止の猶予期間に入っていることに鑑みても、かかる上場維持への意向を示した公開買付者の連結子会社になることにより、上場が維持される蓋然性が低下するとは言えないこと、(iii)当社は、公開買付者、当社及び支配株主から独立した第三者算定機関である東京アドバイザリーグループから株式価値算定書を取得しており、本公開買付価格はかかる株式価値算定書に示された株式価値の範囲に含まれることからすれば、当社普通株式の買付価格は不合理なものではないと判断できること、(iv)上記のとおり、本公開買付価格も不合理なものではないものの、市場価格に対して大幅なプレミアムが付されているわけではなく、本公開買付価格に不満のある株主については公開買付け後の売却の機会も引き続き確保される見込みであることから、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び新株予約権者の判断に委ねることが適当であると考えられること、(v)当社は本公開買付けに対する意見を公表することを決定する平成27年11月9日の当社取締役会において、取締役5名中、松岡秀紀氏、松岡優子氏及び篠崎晃一氏を除いた取締役2名のみが出席し、上記決定を行っているが、かかる方策は、特別利害関係者に該当しうる取締役の影響を排除するために適切なものと言えること、(vi)公開買付者、当社及び支配株主から独立した片岡総合法律事務所から法的助言を受けており、専門家の助言に基づく適正な手続きを履践していることから本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続きは公正なものと考えられること、等の事情を総合的に検討した上で、当社が本公開買付けについて賛同意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び新株予約権者の判断に委ねることが少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を平成27年11月9日付で入手いたしました。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、業務提携を行うことによって、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になり、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると考えられると判断し、平成27年11月9日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付価格が東京アドバイザリーグループから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと判断するものの、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であるため、当社株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議いたしました。

なお、当社取締役全5名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない3名を除く取締役2名の全員一致により決議しております。すなわち、当社取締役のうち、代表取締役社長松岡秀紀氏および取締役副社長松岡優子氏は公開買付者と本応募契約を締結しており、また、取締役の篠崎晃一氏は、公開買付者と応募契約を締結しているS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズの取締役副社長を兼任しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加しませんでした。

また、上記当社取締役会では、本公開買付けが成立後の当社代表取締役社長に内定している船岡弘忠氏を除く当社監査役2名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、当社株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議することについても異議がない旨の意見を述べております。

#### (7) 本公開買付けに関する重要な合意等

##### 本応募契約

公開買付者は、当社の筆頭株主であるS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズとの間で、平成27年11月9日付で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約においてS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズは、その所有する当社株式718,800株(所有割合54.05%)の全てを本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。なお、S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズとの本応募契約では、さらに、大要以下の点を合意しているとのことです

- (i) 第三者による当社株式に対する公開買付けの開始公告があった場合(但し、当該公開買付けにおける当社株式についての買付価額が、本公開買付価額を超える金額である場合に限る。)において、本公開買付けに応募することがS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズの取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるときは、S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズは、本公開買付けに対する応募を行わないことができ、既に応募している場合には応募を撤回することができる。
- (ii) S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズは、本公開買付け成立を停止条件として、本応募契約締結日現在、当社に対して有する短期借入債務150百万円を本公開買付けの決済開始日後、速やかに(但し、遅くともS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズが応募した当社株式に係る代金の支払いを受けた日の翌営業日までに)返済日までに発生した利息とともに一括払いにて返済するものとする。
- (iii) S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズは、本応募契約締結日にS Eプラス株式譲渡契約に基づくS Eプラスの株式譲渡(以下「S Eプラス株式譲渡」という。)に関し、期限内に譲渡対価の支払いを履行することを誓約する。
- (iv) 公開買付者は、S Eプラス株式譲渡について異議がないことを確認する。

また、公開買付者は、当社の第二位株主である松岡秀紀氏との間で、平成27年11月9日付で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において松岡秀紀氏は、その所有する当社株式146,700株(所有割合11.03%)のうち133,700株(所有割合10.05%)を本公開買付けに応募すること、また、かかる応募の対象となる当社株式を除く松岡秀紀氏が所有する当社株式及び本新株予約権について、本公開買付けに応募しないことを合意しているとのことです。

さらに、公開買付者は、当社の第三位株主である松岡優子氏との間で、平成27年11月9日付で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において松岡優子氏は、その所有する当社株式45,400株(所有割合3.41%)の全てを本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。

本応募契約においては、いずれも本応募予定株主の応募の義務の履行は、(a)本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、(b)本応募契約締結日から本公開買付け開始日までのいずれの時点においても、本応募契約において公開買付者が本応募予定株主に対して行う表明及び保証(注1)に重大な誤りが存在しないこと、(c)公開買付者について、本応募契約に定める義務(注2)の重要な違反が存在しないこと、(d)当社取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が行われ、かかる決議が公表され、かつ、かかる表明を撤回又は変更する当社の取締役会決議が行われていないこと、(e)本公開買付けを制限又は禁止する旨の法令等又は命令、処分若しくは裁判が存在しないこと、及び(f)本公開買付けに応募することが客観的に困難となるような天変地異がないことを前提条件としているとのことです。但し、本応募予定株主は、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄することができる旨も併せて定められているとのことです。

- (注1) 本応募契約において、公開買付者は、本応募予定株主に対し、(a)存続及び権限、(b)契約の締結及び履行、(c)授権及び強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)破産申立原因等の不存在、(g)反社会的勢力への非該当、並びに(h)重要事実の不存在について、表明及び保証を行っているとのことです。
- (注2) 本応募契約において、公開買付者は、本応募予定株主に対し、秘密保持義務、契約に関連して発生する費用等の負担義務及び契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負っているとのことです。

#### 当社と公開買付者との間の合意

当社は、本公開買付けに賛同する(但し、本公開買付けに応募するかどうかは当社の株主及び新株予約権者の判断に委ねる。)旨の意見を表明し、これを公表し、本公開買付けの期間中、維持すること、及び賛同表明を維持することが当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反する又は違反する可能性が高い場合には、事前に公開買付者と協議の上、賛同表明を撤回又は変更できることが合意されております。

#### 松岡秀紀氏及び松岡優子氏の当社への残留

当社代表取締役社長である松岡秀紀氏及び取締役副社長である松岡優子氏は、本公開買付け成立後にそれぞれ代表取締役社長及び取締役副社長を退任したうえで、当社の技術面での支援のため引き続き対象者に残留する予定ですが、両氏の退任後の当社における処遇については未定です。

#### 資本業務提携基本合意書の内容等

当社は、公開買付者との間で、平成27年11月9日付で本資本業務提携基本合意書を締結しています。本資本業務提携基本合意書において、当社及び公開買付者は以下の点について合意しています。以下の合意のうち( )から( )の合意については、本公開買付けによる公開買付者の当社株式の取得の完了を条件として効力が発生します。

- ( ) 公開買付者及びパイオニアVCの顧客への当社製品であるiStudyの販売、当社既存顧客への公開買付者グループサービスの販売、当社の主力製品である「学習管理システム」と公開買付者の「ビジュアルコミュニケーションサービス」を接続することによる、双方の製品・サービスの機能の強化並びにグループにおける統一インフラにおける効率性強化を行う。
- ( ) 公開買付者は、公募・売出し、立会外分売等の対象者株式の上場廃止の回避のための方策について、当社と誠実に協議し、検討したうえで、当社株式の東京証券取引所市場第二部における上場を維持するための方策を実行する。
- ( ) 当社の取締役の過半数が公開買付者の指名した者となるよう、公開買付者は当社の株主総会において選任する取締役の候補者のうち過半数を指名することができる。また、本公開買付けの成立後速やかに、当社は、公開買付者が指名する取締役(うち2名は船岡弘忠氏及び間下浩之氏とする。)を選任する議案を上程する臨時株主総会を開催する。
- ( ) 公開買付者が指名する取締役が選任されるまでの間、当社は、当社の取締役会及び経営会議に対して公開買付者が指定する者2名をオブザーバーとして参加させるものとし、当該オブザーバーは、当社の取締役会及び経営会議に参加し、意見を述べる権利を有する。

- ( ) 当社は、上記臨時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認されるまでの間、善良なる管理者たる注意をもって、通常の業務の範囲内においてその業務を遂行し、財産を管理する。通常の業務の範囲内に属さない行為には、(a)株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式を取得できる証券又は権利の発行、処分又は付与、(b)自己株式若しくは自己新株予約権の買受その他一切の取得、株式の分割若しくは併合又は株式若しくは新株予約権の無償割当て及び(c)組織変更、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受又は子会社の異動を伴う株式の譲渡若しくは譲受を含む。
- ( ) 当社は、公開買付者の事前の書面による同意を得ている場合を除き、株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分、組織再編その他の行為を行おうとするときは、公開買付者と事前に協議する。
- ( ) 当社は、本公開買付けに賛同する(但し、本件公開買付けに応募するかどうかは当社の株主及び新株予約権者の判断に委ねる。)旨の意見を表明し、これを公表し、本公開買付けの期間中、維持する。また、当社は、当該賛同表明を維持することが当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反する又は違反する可能性が高い場合には、事前に公開買付者と協議の上、当該賛同表明を撤回又は変更できる。

#### 4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

平成27年9月30日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
松岡 秀紀	代表取締役社長		146,700	11.03
松岡 優子	取締役副社長	ラーニング推進部長	45,400	3.41
廣田 大介	取締役		10,000	0.75
篠崎 晃一	取締役			
加藤 正彦	取締役			
船岡 弘忠	常勤監査役			
関 洋佑	監査役			
松崎 純一	監査役			
計			201,200	15.12

#### 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

#### 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

#### 7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

#### 8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上